

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 組織横断的な市の推進体制

環境・経済・社会の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的な取組を推進するため、本計画に基づく環境施策及び環境行政の総合的推進に向けた市内推進体制により、取組を推進します。

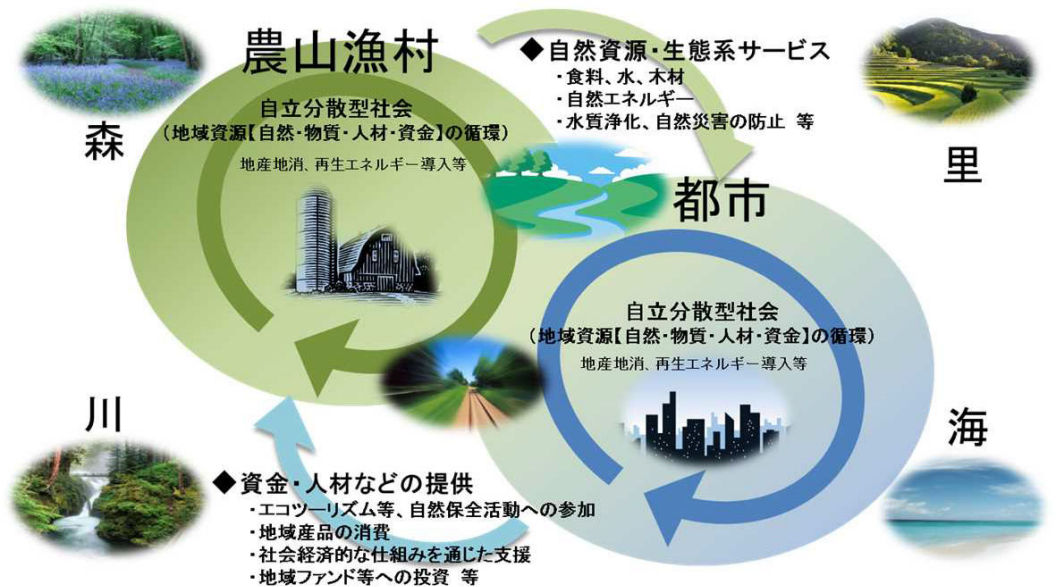
(2) 多様な主体との協働・連携の体制

様々な環境分野で活動する多様な主体との協働・連携について、各分野の「横のつながり」の充実を図るとともに、他の市民活動との連携に向けた取組を推進します。また、地域の環境保全活動への参加の促進や環境に関する情報の共有などを通じて、各主体の社会的な責任の醸成を促します。これらにより、本計画の推進の役割を担う市民・事業者との協働・連携の体制の充実に努めます。さらに、環境問題は広域的に取り組むべき課題が多いことから、国や近隣自治体等との連携をより一層進めます。

●地域循環共生圏について

国の第五次環境基本計画では、地域の活力を最大限に発揮することを目指す考え方である「地域循環共生圏」を提唱しています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

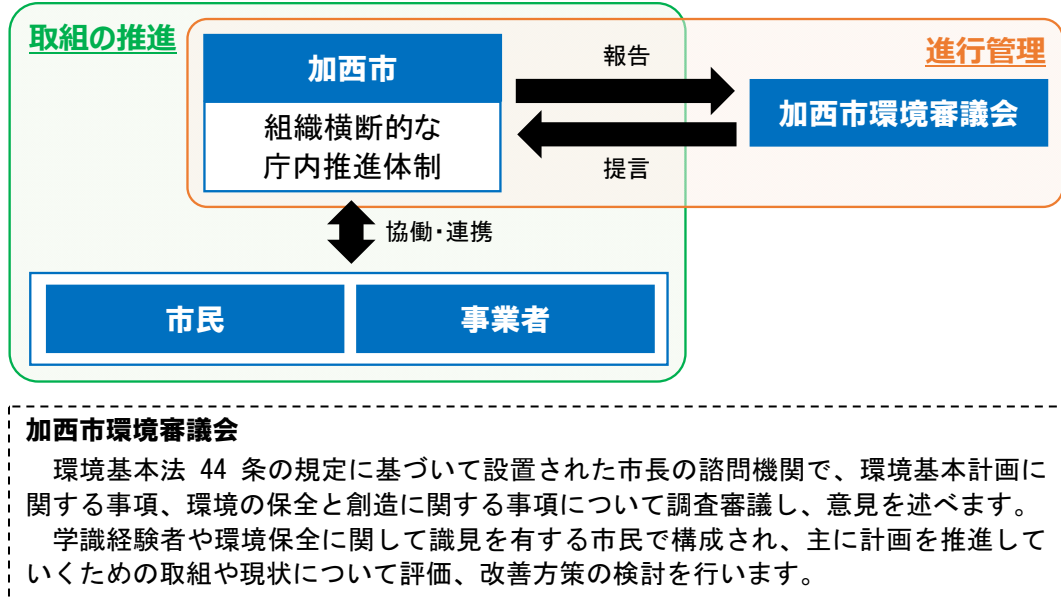


「地域循環共生圏」のイメージ

環境省ホームページより

(3) 計画の外部評価体制

市民及び学識経験者等で構成される環境審議会で、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境保全に関する重要事項について公正かつ専門的な立場から審議を行い、本計画の改定や年次報告書による本計画の進行管理を行います。



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の実効性を高め、推進していくための進捗管理として、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)のPDCA サイクルを基本とした施策の点検を進めます。

本計画の進捗管理を行う加西市環境審議会を毎年予算編成前の時期に開催し、施策を実行するにあたり必要な予算の確保に努めます。

